

横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑 老人短期入所施設 サービス利用料金

◆併設型短期生活介護費(多床室/従来型個室) (負担割合1割)

平成29年4月1日～

要介護度	保険給付対象分 (1割負担)			利用者負担/日額	
	介護費		サービス提供体制強化Ⅰ(ロ)	多床室	従来型個室
	多床室	従来型個室			
要支援1	438	433	12	450	445
要支援2	539	538		551	550
要介護1	599	579		611	591
要介護2	666	646		678	658
要介護3	734	714		746	726
要介護4	801	781		813	793
要介護5	866	846		878	858

食費単価(日額)	朝食	380	居住費(日額)		基準費用額
	昼食	500	多床室	従来型個室	※H27年8月より、室料相当の負担を求める基準額の見直し(+470円)となりました。
	夕食	500	840	1150	

利用者負担段階	給付対象外(利用者負担段階と負担限度額)			
	対象者	居住費		食費
		多床室	個室	
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等受給されている方	0	320	300
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	370	420	390
第3段階	・世帯全員が地区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方		820	650
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし		

※1ヵ月の保険給付対象分合計に60/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」として加算されます。

(介護職員処遇改善加算Ⅱ:介護職員の処遇改善の取り組みを行っている場合に加算されます)

※機能訓練加算:常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合に加算されます。

※サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ):介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が5割以上の場合加算されます。

※その他、以下の加算が状況に応じて加算されます。

1)送迎加算(共通)/片道184円

※例えば、あなた様ご利用した際の1日あたりの目安の料金は、次のようになります。

①保険給付対象分		②食費	③居住費		1日あたり目安
要介護度による額と加算の額	+	利用者負担段階による額	利用者負担段階による額	計	①②③を合わせた額

※①については、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証の記載内容をもとに算定させていただきます。

※②、③については、介護保険負担限度額認定制度の適用を受け、市町村より発行された「認定証」をお持ちの方は記載内容をもとに算定させていただきます。

※送迎を利用した場合は、片道184円 加わります。

横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑 老人短期入所施設 サービス利用料金

◆併設型短期生活介護費(多床室/従来型個室)(負担割合2割)

平成29年4月1日～

要介護度	保険給付対象分 (2割負担)			利用者負担/日額	
	介護費		サービス提供体制強化Ⅰ(ロ)	多床室	従来型個室
	多床室	従来型個室			
要支援1	876	866	24	900	890
要支援2	1,078	1,076		1,102	1,100
要介護1	1,198	1,158		1,222	1,182
要介護2	1,332	1,292		1,356	1,316
要介護3	1,468	1,428		1,444	1,452
要介護4	1,602	1,562		1,578	1,586
要介護5	1,732	1,692		1,756	1,716

食費単価(日額)	朝食	380	居住費(日額)		基準費用額 ※H27年8月より、室料相当の負担を定める基準額の見直し(+470円)となりました。
	昼食	500	多床室	従来型個室	
	夕食	500	840	1150	

利用者負担段階	給付対象外(利用者負担段階と負担限度額)			
	対象者	居住費		食費
		多床室	個室	
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等受給されている方	0	320	300
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	370	420	390
第3段階	・世帯全員が地区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方		820	650
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし		

※1ヵ月の保険給付対象分合計に60/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」として加算されます。

(介護職員処遇改善加算Ⅱ:介護職員の処遇改善の取り組みを行っている場合に加算されます)

※機能訓練加算:常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合に加算されます。

※サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ):介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が5割以上の場合加算されます。

※その他、以下の加算が状況に応じて加算されます。

1)送迎加算(共通)/片道368円

※例えば、あなた様をご利用した際の1日あたりの目安の料金は、次のようになります。

①保険給付対象分		②食費	③居住費		1日あたり目安
要介護度による額と加算の額	+	利用者負担段階による額	利用者負担段階による額	計	①②③を合わせた額

※①については、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証の記載内容をもとに算定させていただきます。

※②、③については、介護保険負担限度額認定制度の適用を受け、市町村より発行された「認定証」をお持ちの方は記載内容をもとに算定させていただきます。 ※送迎を利用した場合は、片道 368 円 加わります。